

教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務
 について

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則
 教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3
 号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号の表中

| | | | |
|--|--|-----------|----|
| 横須賀市学校 給食運営審議 会 | 教育委員会の諮問に応じて学校給食の運 営に関する事項について審議すること。 | 保健体 育課 | を |
| 横須賀市学校 給食運営審議 会 | 教育委員会の諮問に応じて学校給食の運 営に関する事項について審議すること。 | 保健体 育課 | に改 |
| (仮称)横須 賀市学校給食 センター整備 運営事業者選 定委員会 | 教育委員会の諮問に応じて(仮称)横須 賀市学校給食センターの設計、建設及び 運営を行う事業者の選定等に関する事項 について審議すること及び教育委員会に 意見を具申すること。 | | |

める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(附属機関)

第22条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。

(1) 法令によるもの

| 名称 | 所掌事務 | 庶務担当課 |
|--------|-------------------------------------|-------|
| 社会教育委員 | 教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。 | 生涯学習課 |

(2) 条例によるもの

| 名称 | 所掌事務 | 庶務担当課 |
|---------------------------|---|--------|
| 横須賀市立小中 学校適正配置審 議会 | 横須賀市立の小学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。 | 教育政策課 |
| 文化財専門審議 会 | 教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。 | 生涯学習課 |
| 国指定史跡東京 湾要塞跡整備委 員会 | 国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。 | |
| 横須賀市学力向 上推進委員会 | 市内における子どもの学力向上のための取組み等に関する事項について審議すること。 | 教育指導課 |
| 横須賀市教科用 図書採択検討委 員会 | 市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。 | 支援教育課 |
| 横須賀市支援教 育推進委員会 | 教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。 | |
| 横須賀市いじめ 等課題解決専門 委員会 | 教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。 | |
| 横須賀市学校給 食運営審議会 | 教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。 | 保健体育課 |
| 横須賀美術館運 営評価委員会 | 横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。 | 美術館運営課 |
| 横須賀美術館美 術品評価委員会 | 横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。 | |

| | |
|-----------------------------|--|
| (仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営者選定委員会 | 教育委員会の諮問に応じて(仮称)横須賀市学校給食センターの設計、建設及び運営を行う事業者の選定等に関する事項について審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。 |
|-----------------------------|--|

